

平成26・27年度から個人市県民税（住民税）

平成26年度からの改正点

均等割税率の改正 【期間】 平成26年度～平成35年度（10年間）

東日本大震災復興基本法に基づき、市や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するために、臨時的に市県民税が引き上げられます。
引き上げられる額は年税額で1,000円です。
（市民税500円、県民税500円）

災害に強い地域づくりのために皆さまのご理解とご協力をお願いします。

均等割	改正前	改正後
市民税の均等割額	3,000円	3,500円
県民税の均等割額	1,700円	2,200円
合計	4,700円	5,700円



給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の定額とされたことに伴い給与所得の計算方法が変わりました。

給与収入額	給与所得金額	
	改正前	改正後
1,000万円超～1,500万円以下	給与収入額×95%－170万円	給与収入額×95%－170万円
1,500万円超		給与収入額－245万円

公的年金受給者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続きの簡素化

公的年金を受給している人が日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に、寡婦（寡夫）の記載が追加されたことで、寡婦（寡夫）控除の申告をしなくても、適用の有無が把握できるようになりました。

なお「扶養親族等申告書」の提出時に寡婦（寡夫）の記載漏れなどがある場合は、税務署への確定申告または、市役所への市県民税申告が必要となります。

ふるさと寄附金制度の見直し

平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、平成26年度から平成50年度までの各年度の個人市県民税のふるさと寄附金に係る特例控除額が見直されます。

$$\text{ふるさと寄附金税額控除額} = \text{基本控除額 (1)} + \text{特例控除額 (2)}$$

基本控除額 (1)	(寄附金額－2,000円) × 10%	
特例控除額 (2)	改正前	改正後
		(寄付金額－2,000円) × (90%－所得税の適用税率)

※1 控除対象となる寄附金額は、総所得金額等の30パーセントが限度です。
※2 特例控除額は、個人市県民税所得割額の10パーセントが限度です。